

説明書

令和 8 年 4 月 2 8 日

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム都市公園部会運営業務委託
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 3 1 日 (水)
- (4) 業務内容 別添「業務委託仕様書 (以下、「仕様書」という。)」のとおり。
- (5) 委託予定額 2, 5 3 0, 0 0 0 円 (税込) (消費税及び地方消費税を含む) を上限とする。

2 スケジュール

- (1) 公告日 令和 8 年 4 月 2 8 日 (火)
- (2) 質問事項の受付期間 令和 8 年 4 月 3 0 日 (木) ~ 5 月 1 2 日 (火) 午後 4 時まで
- (3) 質問に対する回答日 令和 8 年 5 月 1 5 日 (金)
- (4) 企画提案書受付期間 令和 8 年 5 月 1 8 日 (月) ~ 5 月 2 0 日 (水) 午後 4 時まで
- (5) 審査期間・通知 令和 8 年 5 月 2 6 日 (火) ヒアリング実施予定
- (6) 事業開始 令和 8 年 6 月上旬以降

3 資格要件

- (1) 次のアからカに該当する者であること。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部について協力企業等に再委託等することを妨げるものではない。再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額 (再委託先の金額を除く) を上回らないこと。
 - ウ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
 - エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要項に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - オ 埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
 - カ 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要項 (平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号) に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

4 質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。なお、件名は「(企業名・提出日) 埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム都市公園部会運営業務委託に関する質問」とすること。

- (1) 提出書類

業務委託公募質問書（様式1）

(2) 受付期間

令和8年4月30日（木）～5月12日（火）午後4時まで

(3) 提出先

埼玉県都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当

E-mail : a5400-06@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

質疑応答については、令和8年5月15日（金）に、埼玉県ホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

5 企画提案書等の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和8年5月18日（月）～5月20日（水）午後4時まで

イ 提出方法 電子メールとする。

ウ 提出先 埼玉県都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当

メールアドレス : a5400-06@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出書類および提出部数

次のア～ウを電子データで提出すること。

ア 企画提案届（様式2の1）

イ 業務責任者（様式2の2）

ウ 企画提案書（様式2の3～様式2の5、1テーマにつきA4判1枚で記入すること。）

エ 参考見積書（様式任意、経費の内訳表を作成すること）

(3) 企画提案を求める具体的テーマ

企画提案書には社名、個人名は記入しないこと。

ア 業務の実施計画

イ 運営全般

ウ 事務局業務

6 審査方法等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム都市公園部会運營業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、企画提案書を提出した者が多数の場合には1次審査（書類審査）を行い、1次審査を通過した者（3者）だけがプレゼンテーションを行うものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、プレゼンテーションを行い、審査の結果、評定点が60点以上の場合には本業務の委託先として適当であると認め、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

事業提案を審査する基準は次のとおりとする。評価の配点は100点満点とする。評定の端数処理

は、小数点第二位を四捨五入する。

審査項目	評価事項	審査内容	配点
1. 業務の実施計画	(1) 業務工程	ア 会議スケジュールは過年度の実績を踏まえ、イベント実施時期と整合しているか。	10
	(2) 業務計画	ア 業務の目的、条件、内容及び現状を理解しているか。	10
	(3) 実施体制	ア 本業務の実施に必要な人員及び実施体制が確保されているか イ 事故があった場合等の危機管理対応等は十分か	20
			40
2. 企画提案の内容	(1) 運営全般	ア 大宮公園の歴史、現状を理解しているか。 イ 大宮公園ランドデザインに示す新たな賑わいに沿った運営方針であるか。	20
	(2) 事務局業務	ア 議事進行、資料作成、議事録作成、メンバーへの周知等を効率的に行うための工夫があるか。	10
	(3) 受注者の提案事項	ア 提案者の強み、ノウハウが生かされた提案であるか。 イ 受注者の提案は埼玉県、部会メンバーにとってメリットのあるものか。	20
	(4) 複数テーマ間の整合性	ア (1)～(3)のテーマ間の整合性がとれており、矛盾点がないか。	10
			60
3. 提案価格		ア 見積価格は委託予定額以下か	確認
合計			100

(3) 採点基準

各評価項目について、一次選定においてはA、B、Cの三段階評価を原則とする。二次選定においてはA、A'、B、B'、Cの五段階評価を原則とする。

A	評価が高い	配点×1.0
A'	評価がやや高い	配点×0.8
B	評価が平均的	配点×0.6
B'	評価がやや低い	配点×0.4
C	評価が低い・提案がない	配点×0

7 委託先候補者の決定

審査委員会による企画提案書の審査結果を参考に、委託先候補者を決定する。審査結果は応募者に対

し書面により通知する。

8 契約方法

提案された企画内容を元に、委託候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

歳入歳出予算の当該金額に減額や執行可能時期の遅れ等があったとき等、緊急等やむを得ない場合は、企画提案競技の停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合

イ 「3 参加資格」に該当しないことが確認された場合

10 留意事項

(1) 提案書類に係る著作権の取扱い

ア 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

イ 落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

11 担当窓口

埼玉県都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当

〒330-3901 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a5400-06@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-5403